

## 第3章 狹義の共犯

### ◆ 狹義の共犯の処罰

1	<b>狭義の共犯</b> 【種類】	【種類】 (1) 教唆犯 (61) ⇒ p. 55 (2) 幫助犯 (62 I) ⇒ p. 55
2	<b>狭義の共犯の処罰根拠</b>	狭義の共犯の処罰根拠は、各構成要件上の構成要件的結果（法益侵害とその危険）を間接的に惹起した点にある（因果的共犯論）。⇒論 p. 57

### ◆ 狹義の共犯の従属性

1	<b>実行従属性</b> 【概説】	【概説】 共犯が可罰的であるためには、正犯が実行に着手しなければならない（共犯従属性説）。⇒論 p. 57
2	<b>要素従属性</b> 【概説】	【概説】 共犯が成立するためには、正犯が犯罪成立要件（構成要件該当性、違法性、責任）のうちどの段階まで満たしている必要があるのかについては、以下の見解がある。 (1) 最小従属性説 正犯の行為は、構成要件に該当していれば足りる。 (2) 制限従属性説（通説） 正犯の行為は、構成要件に該当し、かつ違法であることを要する。⇒論 p. 58 (3) 極端従属性説 正犯の行為は、構成要件に該当し、かつ違法・有責であることとする。 (4) 誇張従属性説 正犯の行為は、構成要件に該当し、かつ違法・有責であるとともに、処罰条件等の可罰性の条件を具備することを要し、一身的な刑の加重減輕の事由も狭義の共犯の成立に影響を及ぼす。
3	<b>罪名従属性</b> 【概説】	【概説】 共犯の罪名は正犯の罪名と同じ罪名である必要はない。⇒論 p. 59 ＊ 共同正犯における罪名従属性は、行為共同説と犯罪共同説の対立と関連して問題となる。⇒p. 51